（削る）

17▌　令別表第九の一〇の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　感染性廃棄物　〇・〇〇〇七七

二　廃プラスチック類　〇・〇〇〇〇一五

三　高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に流動床式焼却施設において通常燃焼により焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇一五

四　高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に流動床式焼却施設において高温燃焼により焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇〇六五

五　高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に多段式焼却施設において焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇〇八八

六　石灰系凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇〇二九

七　多段吹込燃焼式流動床炉、二段燃焼式循環流動床炉又はストーカー炉において高温燃焼により焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇〇二六

18▌　令別表第九の九の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第十六の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、同表の第二欄に掲げる施設ごとに同表の第三欄に掲げる廃棄物とし、同項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる施設の区分及び第三欄に掲げる廃棄物の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

19▌　令別表第九の九の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第十六の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に流動床式焼却施設において通常燃焼により焼却される下水汚泥　〇・〇〇一一

二　高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に流動床式焼却施設において高温燃焼により焼却される下水汚泥　〇・〇〇〇六四五

三　高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に多段式焼却施設において焼却される下水汚泥　〇・〇〇〇八八二

四　石灰系凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に焼却される下水汚泥　〇・〇〇〇二九四

五　下水汚泥（前四号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇〇八八二

六　汚泥（前五号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇〇四五

七　廃油　〇・〇〇〇〇九八

八　廃ゴムタイヤ　〇・〇〇〇一七

九　廃プラスチック類（前号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇〇一七

八　炭化固形燃料化炉において焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇〇三一

九　下水汚泥（第一号及び第三号から第八号までに掲げるものを除く。）　〇・〇〇〇八八

十　汚泥（第一号及び第三号から第九号までに掲げるものを除く。）　〇・〇〇〇〇九九

十一　廃油（第一号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇〇六二

十二　紙くず、木くず、繊維くず、動物性若しくは植物性の残さ又は家畜の死体（第一号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇〇七七

（削る）

十　紙くず又は木くず　〇・〇〇〇一〇

十一　繊維くず　〇・〇〇〇一〇

十二　動植物性残さ又は家畜の死体　〇・〇〇〇一〇

十三　ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）　〇・〇〇〇一七

十四　ごみ固形燃料（前号に掲げるもの及び植物性の物又は動物性の物のみを原材料とするものを除く。）　〇・〇〇〇一七

18▌　令別表第九の一一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　食料品製造業に係る工場廃水を処理している場合　〇・〇〇〇四七

二　パルプ・紙・紙加工品製造業に係る工場廃水を処理している場合　〇・〇〇〇〇一四

三　化学工業に係る工場廃水を処理している場合　〇・〇一七

四　鉄鋼業に係る工場廃水を処理している場合　〇・〇〇四〇

五　前各号に掲げる場合のほか、工場廃水を処理している場合　〇・〇〇五三

20▌　令別表第九の九の項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第十七の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料は、同表の第二欄に掲げる施設ごとに同表の第三欄に掲げる廃棄物燃料とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる施設の区分及び第三欄に掲げる廃棄物燃料の区分に応じ同表の第四欄及び第五欄に掲げるとおりとする。

（新設）